

議案第 15 号

両国公会堂の管理運営に関する条例及び両国公会堂の休止に関する条例
を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

両国公会堂の管理運営に関する条例及び両国公会堂の休止に関する条例
を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 両国公会堂の管理運営に関する条例（昭和 42 年墨田区条例第 18 号）
- (2) 両国公会堂の休止に関する条例（平成 12 年墨田区条例第 66 号）

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区有地の有効活用を図るため、老朽化した両国公会堂を廃止することに伴い、両国公会堂の管理運営に係る事務等を廃止する必要がある。